

# 「川越市債権管理条例施行規則」(案)の概要について

平成30年10月  
財政部 収納対策課

## 1 制定の趣旨

債権管理の一層の適正化及び効率化を図り、公正かつ円滑な行財政運営を推進するため、川越市債権管理条例を制定しました。

条例の施行に関して必要な事項を定めるため川越市債権管理条例施行規則を定めようとするものです。

## 2 規則(案)の主な内容

### (1) 台帳に関する事項

台帳に掲載する事項について以下のように定めようとするものです。

- ・債権に関すること。
- ・債権の処分等に関すること。
- ・債権の履歴等に関すること。
- ・その他債権の管理上必要と認められること。

### (2) 情報の利用に関する事項

債権に関する情報の利用について、利用できる情報の内容、照会方法等を定めようとするものです。

### (3) 徴収停止に関する事項

徴収停止後の債権を放棄するまでの期間を定めるものです。

### (4) 議会の報告に関する事項

債権を放棄した場合における議会への報告事項について定めるものです。

## 3 施行期日

平成31年1月1日から施行することを予定しています。